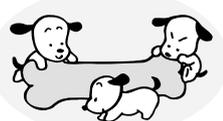


犬 ねこ



をお譲りしています！

置賜保健所では、一頭でも多くの動物が幸せに生きられるよう、引き取りなどした犬やねこを希望者へお譲りしています。

これまでに多くのかたがたに「新しい飼い主」になっていただきましたが、常時、希望者が不足している状況ですので、皆さまのご協力をお願いします。

なお、適切に飼っていただくため、事前に講習会を受講いただいております。臨時講習も可能ですので担当にお尋ねください。

【譲渡までの流れ】

- ①保健所の譲渡前講習会を受講いただきます。
- ②保健所から犬・ねこの譲渡情報を提供します。
- ③希望する犬・ねこことご対面いただきます。
- ④譲渡手続き完了。その日から家族の一員です。

【講習会のご案内】

▼いつ 毎月第3金曜日 午後3時30分～(約45分)

▼どこで 置賜保健所 講堂

※事前に電話でお申し込みください。

【飼い主探しホームページ】

譲渡事業の詳細や譲渡動物情報は、県ホームページ「犬・ねこの新しい飼い主探し掲示板」でご確認いただけます(検索ワードは「置賜 犬」)。

■問い合わせ
置賜保健所生活衛生課
(☎0238-22-3750)



「固定資産税の異動」についてお知らせください

土地の異動や、家屋の新築、増築、取り壊しなどについては常々調査を行っておりますが、調査漏れをなくするため、次のような固定資産の異動がございましたら、お手数ですが電話などでお知らせください。

現地確認のうえ、手続きをさせていただきます。

土地

- ◆土地の現況(利用状況)が変わったとき
- ※田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

家屋

- ◆家屋(建物)に異動があったとき
- ※建物を新增改築した場合
- ※建物を取り壊した場合
- ☆次に該当する新築家屋(住宅用の家屋)は固定資産の減税が受けられます。



●新築家屋(住宅用の家屋)に対する減額

新築家屋(住宅用の家屋)の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当部分の税額が初年度から

3年間(マンションなど3階以上の中高層耐火構造住宅は、5年間)2分の1に軽減されます。

※長期優良住宅の認定をうけた新築家屋は、初年度から5年間(マンションなど3階以上の中高層耐火構造住宅は、7年間)2分の1に軽減されます。

※都市計画税は減額されません。

☆次の①～③まで、改修に伴う固定資産の減税が受けられます。

- ①省エネ改修工事
 - ②バリアフリー改修
 - ③耐震改修
- ・詳細はお問い合わせください。

☆冷蔵冷凍倉庫用建物(非木造・10度以下で管理)を所有のかたは資産税係までご連絡ください。

平成24年度に、冷蔵冷凍倉庫用建物(常時10度以下で管理する非木造の倉庫に限る)の評価が見直されます。把握漏れを防ぐため、ぜひご連絡をお願いします。

■問い合わせ 税務出納課資産税係 (☎85-6133)

■問い合わせ 健康福祉課
福祉係 (☎86-0111)

▼いつ 9月16日(木)
午前10時～11時30分
▼どこで 置賜総合支庁西庁舎(長井市)
▼内容 身体障害者手帳、補装具の交付、修理などを受けたいかたへの判定・相談など

山形県身体障害者巡回相談

▼受付期間
【山口県】8月20日(金)まで
【広島県】8月31日(火)まで
【パキスタン】9月17日(金)まで
▼受付場所 日赤白鷹町分區(健康福祉センター内)

健康福祉課からのお知らせ
災害義援金にご協力ください
日本赤十字社では、「山口県平成22年7月大雨災害義援金」「平成22年広島県大雨災害義援金」及び「パキスタン洪水災害救援義援金」に伴う義援金を受け付けています。皆さまのご協力をお願いいたします。
なお災害義援金は、税制上の優遇措置(所得税及び住民税の寄付金控除、法人税の全額損金算入)の対象になります。